

令和5年度 第5回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

- 1 日 時 令和5年12月21日(木) 午前10時00分～12時
- 2 場 所 ふれあい会館 3階会議室
- 3 出席委員 12名(50音順)  
加藤委員、島村委員、鈴木委員、中山委員、廣瀬委員、松崎委員、峯委員、村越委員、山本委員、吉木委員、和田委員、渡邊委員
- 4 欠席委員 3名(50音順)  
青柳委員、河西委員、松木委員
- 5 出席職員  
柏木福祉保健部長、小森福祉保健部次長(兼)生活福祉課長  
<高齢者支援課>  
金崎高齢者支援課長、小暮高齢者支援課長補佐(兼)地域包括ケア推進係長、  
神田地域支援係長、平澤介護予防生活支援担当主査、柳沼在宅療養推進担当主査、  
長岡高齢者支援課主査、正木事務職員  
<介護保険課>  
時田介護保険課長、矢島介護保険課長補佐、小俣資格保険料係長、  
小島介護保険制度担当主査、井上介護サービス係長、石井介護認定係長、  
安藤施設担当主査  
<府中市社会福祉協議会>  
地域活動推進課 西方氏
- 6 傍聴者 0名
- 7 内 容
  - (1) 本日の会議について
  - (2) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)(案)について
  - (3) 令和5年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価に係る取組の状況について
  - (4) 生活支援体制整備事業について
  - (5) その他
- 8 配付資料  
資料1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定  
資料2-1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)(令和6年度～

令和8年度) (案) 抜粋

資料2-2 社会保障審議会介護保険部会資料抜粋

資料3 令和5年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価に係る取組の状況

資料4-1 生活支援体制整備事業

資料4-2 【別紙】会議体整理イメージ (生活支援体制整備事業・地域ケア会議)

資料4-3 生活支援体制整備事業の進捗状況について

## 9 全文録

議事(1) 本日の会議について

○事務局 皆様、おはようございます。本日は、ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、令和5年度第5回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を開催いたします。はじめに、事務局より本日の協議会委員の出席状況をご報告いたします。本日は、12人の委員にご出席をいただいておりますので、協議会規則第4条第2項により、会議が有効に成立いたしますことをご報告いたします。なお、本日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんので併せてご報告します。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

はじめに、次第

次に、資料1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定

次に、資料2-1 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)(令和6年度～令和8年度)(案)抜粋

次に、資料2-2 社会保障審議会介護保険部会資料抜粋。こちらは、A4カラーの両面刷りで、1枚半にわたる資料でございます。

次に、資料3 令和5年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価に係る取組の状況

次に、資料4-1 生活支援体制整備事業

次に、資料4-2 【別紙】会議体の整理イメージ(生活支援体制整備事業・地域ケア会議)

最後に、資料4-3 生活支援体制整備事業の進捗状況についてです。

資料の不足等はありませんでしょうか。もし、途中で不足等に気付かれた場合は、事務局にお申し出ください。

それでは、以降の進行につきましては、会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、おはようございます。まずは、前回の議事録の確定をしたいと思います。既に委員の皆様には事前にメールにて送付されていますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたか。

○事務局 一度案を送付した際にご連絡をいただきまして、一部修正を行いました。その後改めて送付した後は修正のご連絡はございませんでした。そのため、今回、改めて資料配付はしておりません。

○会長 ありがとうございます。それでは、本日この場をもって、前回の議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めます。はじめに、議事1の「本日の会議」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、本日の会議について、資料1をご覧ください。本日の会議の内容ですが、1点目に、資料の左側、計画推進等協議会の下段、第9期計画の策定準備といたしまして、前回の協議会までにご協議いただいた計画の素案に記載していなかった部分の継続検討として、サービス見込み量の設定、サービス確保策の検討、必要保険料の推計などについて、ご意見を伺いたいと考えております。

続いて2点目に、資料の左側、計画推進等協議会の上段にあります第8期計画の進行管理の「インセンティブ交付金等報告」として、令和5年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価に係る取組の状況について、報告いたします。

続いて3点目に、資料の左側、生活支援体制整備の協議会として、生活支援体制整備事業について、状況等をご報告をいたします。

最後4点目に、その他として、次回協議会の開催等についてご案内いたします。

また、円滑に議事を進行するため、各資料の説明も部分的に省略いたしますことにご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。説明は以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。本日の協議会については、次期計画の策定に関連するサービス見込み量、それからインセンティブ交付金の今年度の評価、それから生活支援体制整備事業の状況。この大きく分けて3つについて委員の皆様から意見を確認したいということでございました。それでは、事務局からの説明がありました本日の会議について、確認等ございますか。それではないようですので、議事1は以上とさせていただきます。

次に、議事2の府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（案）について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

議事（2）府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）（案）について

○事務局 それでは、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の案について、説明いたします。

初めに、パブリック・コメントの状況についてご報告いたします。市民の意見を計画に反映するため、先月の22日から本日までの1か月、前回までの協議会でご審議いただいた素案を基とした計画案について、パブリック・コメントを実施しています。昨日時点で寄せられたご意見は1件となっており、内容は介護人材の確保に関するものです。本日が

最終日となりますので、明日以降に文化センターなど各所に設置した意見箱を回収し、反映すべきご意見につきましては、計画に反映してまいります。

続いて、資料2-1をご覧ください。この資料は、前回の協議会等でお示ししていなかった部分を中心となる、第9期計画の第5章以降を抜粋したものでございます。

内容としましては、120ページからの第5章が介護保険事業の財政見通し、143ページからの第6章が計画の推進に向けて、147ページから最後までが資料編となっております。

順番が前後しますが、第6章以降について先にご説明をさせていただきます。

143ページをご覧ください。第6章につきましては、前回10月の協議会でお示した内容から変更はありません。

次に、147ページをご覧ください。このページ以降は資料編となります。こちらのページから157ページまでにかけては、府中市の地域資源として、11の福祉エリアごとに世帯数や人口、福祉施設・公共施設の一覧を記載しています。人口は全体でみると、3年前と比較しほぼ横ばい、認定者数は、微増しています。世帯数は3年前と比較し増加しており、高齢者単身世帯及びその他一般世帯が1,000世帯強ずつ増加しています。

次に、158ページをご覧ください。このページには、委員の皆様の名簿を、次のページからは当協議会での検討経過として、各回でご審議いただいた内容を記載し、162ページからは、計画の策定にあたり令和4年度に実施したアンケート調査の概要を記載しています。

最後に168ページをご覧ください。このページ以降は用語集として、一般的になじみが薄い専門的な用語等についての補足説明を記載しております。

ここで、説明者を介護保険課の担当へ交代させていただきます。

○事務局 それでは、お手元の資料に基づき、第5章介護保険事業の財政見通しにつきまして、前回の協議会から追記した箇所を中心に介護保険課からご説明いたします。始めに、1点お願いがございます。第9期計画期間に向けた介護保険制度の見直しにあたっては、現在も国において検討が続けられており、介護報酬の改定のほか、第1号保険料の在り方などにつきましても審議中であり、今後、年末に向けて国から示される予定となっております。つきましては、今回お示しました資料において、介護給付費や保険料等について作成中としているところもございますので、その点をご了承ください。国から正式に指針が示されましたら、次回の協議会において改めてご説明させていただきます。

それでは、124ページをお開きください。始めに、はじめに、「1 第9期計画期間におけるサービス等の利用見込み」(4)の被保険者数、要介護(要支援)認定者数及び給付費の見込みでございますが、①の第1号・第2号被保険者数と要介護(要支援)認定者数の見込みにつきましては、これまでの高齢者人口の伸びや認定率の推移から今後も一定の認定者数の増加を見込んでいるところですが、直近の令和5年度実績を取り込む必要があるため、「作成中」としております。

125ページをご覧ください。次に、②の介護給付費等の総額の見込みでございますが、図表22では、第8期計画における実績値から、第9期計画以降の介護給付費等の総額の見込み額をお示しする予定ですが、第9期計画以降の見込み額につきましては、初めに申

し上げたとおり、国において介護報酬の改定や様々な制度改正が審議中のため、「作成中」となります。続きまして、(5)の介護基盤の整備でございますが、125ページから129ページにかけて記載しており、①の地域密着型サービスから③の居住系サービスでは、サービスごとの実績値と第9期計画の方向性をお示しし、④の整備見込み及び必要利用定員総数では、サービス種別ごとに今後の整備見込数と定員数をお示ししております。

130ページをご覧ください。(6)の介護保険サービス・給付費等の見込量でございますが、第8期計画期間におけるサービスの利用状況や給付費をもとに、新たな施設整備を踏まえて、令和8年度までのサービス種別ごとの利用量と給付費を推計し、お示しすることとしております。こちら、介護報酬の改定に伴い、現時点では給付費を空欄とし、回数や人数等のみお示しさせていただいております。図表64は介護予防サービスの見込量、132ページの図表65は介護サービスの見込量となります。

134ページをご覧ください。(7)の地域支援事業の見込量でございますが、令和8年度までに見込まれる地域支援事業について、サービス種別ごとの利用量と給付費を推計し、その結果を示しております(が、こちらの給付費につきましても、今後、介護報酬改定に伴い、修正する見込みです)。

135ページをご覧ください。(8)の3年間の介護給付費等の総額の見込額でございますが、(6)で示した総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額などを加算した標準給付費と(7)で示した事業費の、令和6年度から令和8年度までの3年間の見込額をお示しすることとしておりますが、こちら現時点では「作成中」としてしております。

○事務局 続きまして、「2 第1号被保険者の介護保険料の設定について」ご説明いたします。136ページの(1)費用負担の構成につきましては、介護給付費の財源構成が第8期計画と同じ割合となる予定のため、説明を省略いたします。

137ページをご覧ください。(2)の保険料設定の前提となる諸条件につきましては、記載のとおりでございますが、現時点でも、第1号保険料に関する検討が続く中、国から一定の方向性が示された所得段階の多段階化や標準乗率の考え方、新型コロナウイルス感染症の流行が給付費等の推計に及ぼす影響についてお示ししております。

138ページをご覧ください。(3)の本市の保険料設定の考え方につきましては、第1号保険料の設定にあたり、「サービス見込量と保険料のバランス」の考え方や「調整交付金に対する負担」、「介護給付費等準備基金」や「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金」の活用についてお示ししております。なお、「介護給付費等準備基金」は、給付費の上昇による財源の不足を補うための基金であり、第8期計画終了時まで積み立てられた基金を本計画において取り崩し、給付費に充当させることで、保険料の上昇を抑えることが可能になることから、本計画においても、この準備基金の活用を検討しております。

139ページをご覧ください。(4)の第1号被保険者の介護保険料でございますが、本来であれば、本協議会におきまして、本市の保険料設定の考え方に基づき、基準月額を算出した場合の、本来の月額と、介護給付費等準備基金を活用し繰り入れることによる、基準月額をお示しするところでございますが、詳細な介護給付費と保険料の算出が困難な

状況でございますので、計画資料と参考資料に基づき、今後の本市の保険料の考え方につきましてご説明させていただき、ご意見を頂戴できればと思います。

恐れ入りますが、計画資料140ページの図表69と別紙、資料2-2「社会保障審議会介護保険部会資料」をご覧ください。図表69では、第9期における第1号被保険者の介護保険料を、所得区分別に第8期と比較して示しております。資料2-2では、社会保障審議会・介護保険部会における検討内容を示しております。資料2-2の13ページによりますと、第9期計画では、負担能力に応じた保険料負担の観点から、国の定める標準段階が9段階から13段階に見直され、高所得者の標準乗率の引上げと、低所得者の標準乗率の引下げが実施される予定です。本市の第8期計画では、国の定める標準段階を超える16段階の保険料設定としているところですが、第9期計画における国の標準段階の見直しに合わせて、所得段階の設定を見直し、負担能力に応じた保険料設定を行う予定で考えております。

見直し内容についてご説明いたします。図表69をご覧ください。第8期における第9段階（合計所得金額320万円以上）から第11段階（同800万円未満）の3段階分について、国の見直しに合わせて、第9段階（同320万円以上から第13段階（同800万円未満）の5段階分へ見直します。2段階分追加することに伴い、全体の所得段階を16段階から18段階へ見直します。併せて、被保険者間の負担能力に応じた保険料負担の観点から、追加された所得段階のうち、第11段階、第13段階の2段階分、及び第14段階から第16段階の、3段階分の保険料率の変更を予定しております。

なお、本市の第9期計画における保険料基準月額につきましては、昨今の物価高騰の状況等を勘案し、第8期計画の保険料基準月額5,995円をできるだけ維持することを念頭に、必要なサービス見込量から必要な保険料を算定するとともに、介護保険給付費等準備基金を効果的に活用していきたいと考えております。しかしながら、今後、国から公表される内容によりましては、第9期計画における保険料基準月額を上げる必要も想定されますが、このような場合におきましても、被保険者の皆様に過度な負担とならないよう、介護給付費等準備基金の活用を行いながら、負担能力に応じた保険料を設定することで、できる限り第8期計画の保険料基準月額を維持する方向で検討してまいります。

計画資料に戻りまして、142ページをご覧ください。(5)の介護給付費等の総額と介護保険料の推移でございますが、図表72は、第1期からの第8期までの介護給付費と介護保険料月額の推移、第9期以降の予測値を示しており、第9期につきましては、こちらも現時点では「作成中」としております。

資料に関する説明につきましては、以上となります。なお、今後につきましては、本日もいただいたご意見を踏まえ、国の基本方針公表後、速やかに必要なサービス見込量から必要な介護保険料の算出を行い、改めて委員の皆様を確認していただくことが望ましいのですが、今後の日程が過密であるため、確認事項が生じた際には会長に一任という形をとらせていただけたらと考えております。会長を含め、委員の皆様でご判断いただけますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。ただ今、事務局から、第9期の計画の案について

て説明いただきました。とりわけ5章、6章のところでございます。事務局から説明ありましたように、国がまだ改正の審議中ということで、介護報酬が決まっておりません。そのために、作成中、あるいは黒い丸（●）で記載してある部分が具体的に示される、あるいは修正が生じる場合については、会長の私のほうに一任していただきまして、チェックをしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○一同 （異議なし）

○会長 はい、ありがとうございます。修正内容につきましては、私のほうで確認していきたいと思っております。それでは、今説明がございました内容等について、確認も含めて、質問よろしくお願ひしたいと思っております。いずれにせよ、介護報酬については、8期の5,995円、それをベースに、なるべく上げたくはないという考え方が府中市から出ました。それについては基金等でうまくやっていますよということでございます。物価がこれだけ上がっている中、その辺も含めて、確認をさせていただければと思っております。何か質問ございますか。

○委員 仕組みがよくわかっていないのですが、介護給付費等準備基金というのは、どういう風にして捻出して、どう積み立てられているのでしょうか。

○事務局 はい、会長。準備基金でございますが、前年の歳入と歳出の差分を、介護保険料の収入分として取らせていただいた分ですが、こちらの余剰金を積み立てる形で、翌年度以降、基金にさせていただいて、それを次の計画策定の時に活用して、保険料の低減化を図るための基金ということになります。以上になります。

○委員 介護保険給付として集められたものの中で使われていない分を積み立てているということですね。わかりました。

○事務局 すみません、補足になりますが、介護保険料として徴収をいただいた分で、余剰金ということで出たものを積み立てさせていただいております。以上になります。

○会長 よろしいですか。その他、何かございますか。はい、お願いします。

○委員 同じところですけど、今回の介護報酬が上がるということで、その余剰金は今の基準のままですとかなり減っていくのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○事務局 はい、会長。基金の余剰金の部分ですが、先ほど基金の仕組みについてご説明させていただいたところですが、第8期計画期間中におきましては、元々、新型コロナウイルス感染症の影響を多大に受けておまして、元々の、第8期計画を計画した際に、見込んだサービス見込み量より、コロナウイルスによる影響なのか、計画値より給付の実績

が少なかったものですから、保険料の歳入部分から歳出である給付費を除いた時に、基金として積み立てられた金額が多くございました。そこで、8期計画前の令和2年度末残高、約9億2,000万というところだったのですが、今回お示しをさせていただきましたところでは、令和5年度末におきましては16億円ほど基金としての残高の見込みとなっておりますので、その第8期計画期間中に積み立てられた基金を効果的に活用して、保険料の基準月額を抑えるような形を取りたいというところなので、ただ、やはり10期計画のための積み立てというところも、一定程度バランスを取りながらというところで、今後算出してまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。その他、何かございますか。はい、お願いします。

○委員 今、回答があったので、一定程度見込んだ上で検討していくということでしたけども、第7期の時もそうだったのですが、基金は、うまく使うために、ある程見込んだ上で徴収するというのが望ましいのかなとは思っているのですが、場合によっては、基金をたくさん集めているのなら最初からもっと低額にしてくれということを考えられるので、貯金をするまで徴収するこの基金ってどれぐらいが本来あるべきものなのか。今回の残高が16億円ですけど、7期計画の時も基金から持ってくるという話をしたと記憶していますが、その余分にもらうベースはどれぐらいを想定しているのかなと思います。最初から基金を取らなければいいのではないかという話になると思うんです。

○事務局 はい、会長。給付料の見込みを算出しながら介護保険料を決定していくというところは、正直、困難な作業にはなるところですが、委員がおっしゃいますように、どうしても皆様から徴収させていただく介護保険料に直接影響があるところですので、なるべく、基金に過剰に積み立てないようにというところはやっていかななくてはいけないと捉えております。今回、本市だけでなく、全国的にですが、令和元年度末から令和2年度、3年度、4年度と、現時点でもそうですけれども、コロナウイルスの影響が大きく、なかなか先行きが見通せないという中で、8期の見込み量を算出するのが難しかった部分がございます。その結果として、計画と実績で乖離した部分が基金に積み立てられたというところがございます。今回は、その積み立てた基金を効果的に活用するというところで、大体積み立てられた基金の8割、13億円程度を限度として、取り崩しを考えているところです。ただ、今後、介護報酬改定が決定しまして、見込み量を算出してみないとわからない部分がございます。国からも、物価高騰の状況を勘案して基金が積み立てられた保険者に関しては、効果的に活用するようというところで通達されていますので、バランスを見ながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、次の質問をお願いします。

○委員 同じような質問になるかと思いますが、先ほどの、7期で9億円ぐらいというお話があったので、単純割で1期あたり1億3,000万ぐらいだけあったのかなという風な、

ざっくりした計算ですが、なので、その16億円の中で残る金額は、5億7000万ぐらいかと、単純に思いました。というのも、今回、6年に1回の、介護報酬だとか、医療報酬だとか、障害サービスの報酬がちょうどバッティングしています。20日に厚労省からも発表があったように、1.59の改定率という風になってはいますが、まだ細かい詳細はこれからなのでしょうが、その辺に鑑みて、やはり事務局としてあるべき姿というか、市民に対しての市民サービスの提供で、一番やらなければいけないのは、今の基準額以下にすることが、最大限努力をするべきことなのではないかという風に単純に思っています。それと、本当に大事な話なのですが、最終的に会長一任というはもちろん、全くもって問題ないことだとは思いますが、そのための議論というのは非常に大事なものではないのかなと思います。しっかり議論の場を取るべきことが事務局本来の仕事なのではないかという風に思っていますので、次回以降も同じことのないようにということだけは、要望として伝えておきたいと思います。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。何か今の意見に対してございますでしょうか。

○事務局 ご意見ありがとうございます。確かに、介護保険料は非常に重要なテーマでございまして、本来、この会議の中で、基準額をお示ししながらご議論いただければ1番良かったのですが、なかなか国の回答が遅くて、1.59の介護報酬の改定率も、方向性が、今、案として出てはおりますが、まだ最終的な決定ではないというところでございます。そういったことが決まっていた段階で本日の会議が迎えられれば、もう少し詳しい資料をお示ししながら議論ができたところでございますが、国のほうの遅れというところで、今回このような資料になってしまいました。その点につきましては、大変申し訳ないなという風に思っております。冒頭申し上げましたとおり、そういった状況でございますので、介護保険料基準額も含めて、今後の方向性について、こういった考え方で良いかどうかというところを今回ご議論いただきまして、それを踏まえて、今後の国の示す制度改正に向けて、府中市の基準額を算定していきたいという風に思っております。

基金の話が出てはいるわけなんですけど、本来、介護給付費の準備基金につきましては、介護保険料の改定が3年ごとになりまして、介護サービス費というのは毎年毎年上がっていくわけなんです。なので、3年間の中での平準化を図るために準備基金というものが設けられておまして、この考え方は全国同じでございまして、で、その準備基金が第8期につきましては、コロナの影響があって、だいぶ積み上がってしまったというところがございました。8期計画をする段の時には、コロナの収束が見込めない中でしたので、仮に収束されて、8期計画の中で基金がショートしてしまうようなことがあってはいけないということで、そういったことを含めて、計画し、保険料設定をしてきたというところでございます。8期末が、16億4,000万円程度で、7期末が、9億2,000万円程度ということなので、この間で、7億円程度が積み増されているということで、結果的に見ますと、8期計画の段で、保険料を改定しなくてもよかったのではないかという話もあるのかもしれませんが、何分にもコロナの予測ができなかったというところで、ご理解いただきたいという風に思っております。先ほど、8割程度という風に申し上げたところなんですけど、基金も、全額投入しますと、また10期の計画の時に激変するようなことも想定をされまし

て、実は非常に難しい計算というか、議論を内部ではしているところでございます。いずれにしても、基準の保険料ができるだけ上がらないように、市としても取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。考え方も含めて、その辺を委員の皆様から意見をいただいて、それをベースにしながら、国から出てきたら、それに対応するというところでございます。その他何かございますか。

○委員 具体的な数字はまだ出ていないということですが、市として、例えば認定者数など、上がったりがったりの要因としてどのようなことが考えられるのでしょうか。そうしたら、数字が出たら、すぐに取りかかれるかと思うのですが。

○事務局 サービス見込み量の推計につきましては、まずは被保険者数をどのぐらいで推計するのか。その上で、実績を踏まえながら認定者数の見込みも算出していくところでございます。直近の令和5年度の実績も踏まえて推定するものですが、国からの実績値が届いてないものがございます。それらが、すべてシステム化されており、そこに実績値を入れることで、一応、算出ができるようになっていきます。合わせて、介護報酬の改定も、国で改定率が決定しますとシステムに取り込まれますので算出ができるようになっていきます。国からは年末までには示されることになっておりますので、今後、示されましたらすぐに、作業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長 はい、よろしいでしょうか。その他、何かございますでしょうか。

○委員 140ページの図表69になります。今回、この介護保険料、16段階から18段階に変更するというお話を聞いて、今度増えるところが、ボリュームがきっと大きいと思われる400万円以上から1,000万円以上だったのが320万円以上から800万円未満のところを段階増やされているかと思えます。元々がざっくりしていたので、これで平等な負担感になるということで、細かく切られたのはわかるのですが、これによって増えたと感じる、負担感として増えたと感じる人が多いのか、それとも、細かくすることによって、ちょっと下がったなと感じる人が多いのか、もしもわかれば教えていただきたいのと、最高が3,000万円以上のままなのですが、これは4,000万円以上の区分も作らなくていいのかと、3,000万円以上の人あまりにもいないことでしたらいいのですが、その2点、負担感の面と、この3,000万円以上の上の段階がないということについて教えていただければと思います。

○事務局 はい、会長。まず、第8期計画から第9期計画にかけまして、3段階分を5段階分に段階を増やすということに対しての、増えた方、減った方のだいたいの数字ですが、まず、第9段階、第8期におきましては、320万円以上400万円未満という方が該当しておりましたが、第9期におきましては、320万円以上410万円未満ということで、10万円の差分が、第9期のほうには増える形になりますが、こちらで、減額になると想

定される方、第8期の所得段階を用いまして第9期に直した場合は、157名ほどが、減額のほうに入るとい形になります。こちら、400万円以上410万円未満の所得の方になります。同じく、8期計画におきまして、第10段階であった方が、合計所得400万円以上600万円未満というところですが、こちらの方のうち、第9期になりますと、今度、11段階に変更のある方がおります。こちらが、600万円未満というところが、11段階のほうは、500万円以上590万円未満ということになります。で、この10万円分について下がることになりまして、12段階の方に行く方がいるのですが、こちらの方が、39名、増額になります。こちらの5,995円のままであった場合でも、という形になります。それと、11段階と、13段階、こちらが、先ほどご説明の中で、増額、料率の変更を考えているということでお話をさせていただきましたが、8期におきまして、第10段階の方は、400万円以上600万円未満というところでしたが、今度、この方が、第9期におきましては、10段階と11段階におおよそ該当になります。そうしますと、11段階になる方、500万円以上590万円未満の方、大体630名ほどおりまして、前年の第8期に比べますと、所得の変わらなかった場合でも大体600名程度の方が増額という形になってくるのかなと想定しております。同じく、第8期において11段階の方、600万円以上800万円未満、こちらの方も、9期におきましては、12段階と13段階に分かれる形になります。で、こちらもおおよその数字になるのですが、こちらの方も、13段階に行かれる方、680万円以上800万円未満という方が大体340名ほどおりまして、こちらの方も、8期に比べて増額になる想定になります。

また、3,000万円以上という段階についてでございますが、府中市におきまして3,000万円以上の方の人数としましては、人数的にはさほど大きくないものでして、ここで4,000万円の区分を設けたとしても、それほど影響がない形になるのかなということで、今期においても来期においても3,000万円以上という形にさせていただいております。以上になります。

○会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。そういう感じで、1,000人程度が上がるという形になると思います。その他、何かございますでしょうか。確認をしておくということも含めて。

○委員 今の図表69のところですが、80万円以下の、2、3段階の方についての介護保険料を少なくするというような考えは、持っていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 はい、会長。第1段階から第3段階等ですね、段階の方に対してですが、市独自の拡大をするということは、現在では考えてはございませんが、国のほうで、今度、制度改正が行われた時に、そちらのほうが変わるようであれば、そちらの動向も確認させていただきながら対応していきたいと考えております。以上になります。

○会長 よろしいでしょうか。現時点では考えていないということですが、国の指針によって改定がある。その他、何かございますでしょうか。

○委員 先ほどの余剰金というのは、もし、この中に割り振るとしたら、どういう割合で、皆さんに均等になるのかどうかお聞きしたいです。

○事務局 基金の充当ですが、この段階の方においくらということではなく、全体の費用に対して投入した形になりますので、全体の方が対象になるという認識でよろしいかと思えます。ですので、個別個別ということではございません。以上です。

○委員 何段階の人に厚いということではない。

○事務局 そういったことではございません。全体に対して対象になります。

○会長 よろしいでしょうか。その他に何か。

○委員 前回の時もお話したと思うのですが、確かどこかの資料で見た記憶なのですが、これだけ段階を細かく分けているのは、多分10数パーセントぐらいしかないのではないかと。10段階でも200万円の格差がある中で保険料が一緒というのは、今改めて見た時に、200万円違うのに保険料が一緒というところで、前回も増やしたと思うんですね。今回、段階において、90万円ごとに区切っていく何か根拠があるのかなというのと、急に、第13段階のところ、120万円の収入格差、月で言うと12万円ぐらい収入が違うわけですので、かなり大きいのですが、極端な話、30段階あってもいいのかなと思い、市民からすると、段階の格差が大きければ大きいほど、なんでかなというのはある。格差があればあるほど、200万円も格差があるのに払うお金が一緒となると、ここで言う、全ての国民がその能力に応じてというところの、200万円の段階なのか、今回、90万円になっているので、何をもって妥当なのか。急に、その段階の中で大きく収入が違となると、どこがベースなのか。ただ、一方で、全国なのか東京都なのか、資料を見た時に、これだけ丁寧に分けてやっているのは数少ないという風な資料をどこかで見たので、いいことだなという風には思ったのですが。以上です。

○会長 ありがとうございます。事務局、その辺の考え方、お願いいたします。

○事務局 はい、会長。多段階化につきましては、現在府中市では16段階ということで実施させていただいておりますところを、今回18段階に改めるのですが、国の基本段階は、9段階になっています。9段階目の部分につきましては、320万円以上、皆さん同じ保険料負担という形の設定です。都内26市のうち、9段階でやっている市はございません。大体14段階以上、最多で20段階ぐらいの設定をしています。段階については、9段階までは必ず設定するようということになっておりまして、今回で必ず13段階以上の設定にすることというようになるかと思えます。府中市におきましては、この8期の9段階から11段階の部分、9期のちょうど9段階から13段階という5段階の部分が当たるところになりますので、国の所得のあり方に合わせて、今回このように追加させて

いただいております。あとは、30段階等、どこまでも可能であるかというところなのですが、段階については各市町村で独自に決めているということになっておりますが、それぞれの市の、独自の設定の仕方としましては、おそらく所得基準等を見ているのかなというところでございまして、各地で、ここはちょっとバラバラな設定になっております。

○会長 よろしいでしょうか。90万円の根拠のようなものはあるんですか。

○事務局 そちらに関しての正式な決定自体は、今後の国の基本方針の中で保険料の在り方として示されることとなってございますが、今回お示しした資料2-2の13ページのところに、現行制度からの見直し例というところでお示ししております。ここにつきましては、11月の社会保障審議会介護保険部会の中で示され、各委員の方に承認をされたというところでした。今回のご説明自体、正式な決定を経ておるわけではございませんが、一定の確認が取れている事項として今後の府中市の保険料の在り方として、13段階というところに変更されることを踏まえて、考え方をお伝えさせていただいたところがございます。基準に関しましては、社会保障審議会の資料の見直し例のところに示されている、この階段状の図表の下のところ、その合計所得金額の部分がございまして、こちらを踏まえて、市の考え方としてお示ししたものでございます。以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。その他何かございますか。

○委員 先ほどのご説明の中に、平均では減になるところを、8期と9期は同等にというようなことをおっしゃっていたと思いますが、できますれば、こちらの物価高騰も含めての今回の見直しも、捉えていくとなれば、今の、保険料の支払いによっては、基準となりますところは、年間でも70万円ということを含めて捉えると、80万円の所得者に関しましては、だいぶ負担になってくるというところは考えられます。そこで、物価高騰も含めて、そのところの緩和を取っていただきながら、保険料の額を設定していただくというのが、お願いとして捉えていただければと思います、よろしく申し上げます。

○事務局 低所得者の方に対する負担軽減の部分に関しましては、国の考え方に関しましても、負担能力に応じた保険料の設定というところがございまして、今後、物価高騰の部分を勘案しながら、保険料の上昇を抑制していきたいとは考えてございまして、元々、非課税層の保険料に関しましては、前回来から、介護保険法の改正で、消費税による公費を投入しながら、低所得者の方の保険料の軽減の強化を行っているところがございまして、そこが正式に、今後も継続するということが、まだ示されていないというところもございまして、繰り返しになって大変恐縮ですが、国の動向を注視しながら、保険料設定を行いたいと考えております。以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他、ありますでしょうか。

○委員 国のほうの数字で、今、介護報酬を検討されていると思うのですが、私の感覚として、末端の働き手の報酬は、そんなに変わっていかないのではないかと感じています。今、問題となっている報酬の面は結構大きいと思うのですが、十分に働き手の人に報酬をあげたいという気持ちがあつて、そこに何らかの配慮というか、市として何かを補填する、そのための予算を取るとか、その辺りを考えていただきたいなというのがあります。

○会長 はい、ありがとうございます。人材の関係、市が独特な、単独で考えてることがあるかどうかということですが、この辺、事務局、よろしくお願いします。

○事務局 ご意見ありがとうございます。やはり介護報酬の改定が、今回、第9期計画の部分におきましては、まだ不確定で、1.59パーセントの上昇ということが、報道等で確認したところですが、人材の確保の部分にも起因してくるということは考えられうる所です。報酬から職員の方たちの賃金が支払われてるところがありますので、報酬改定が、どれぐらいの上昇率になるかによって、今後、その部分も踏まえた上で、人材の確保策として、何か市としてできるかどうかということは、検討していくことになります。今回、この本計画で、委員の皆様にご意見を頂戴している中で、今後、報酬改定とかの影響を見据えながら、こういった施策が市として打てるのかというところが、検討していくべき課題という風に認識をしておりますので、次の3か年の中でまた改めて委員の皆様、いろんな施策の部分でお示しができるようになった時には、ご相談をさせていただきながら、検討していきたいと考えております。合わせて、人材確保に関しますと、東京都との連携を密に図りながらということも必要になってございますので、東京都で行う様々な施策もございますので、そこを確認しながら、市として何ができるのかということをお協議会の中でご相談させていただきたいと考えております。以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。東京職場改善改革事業推進事業という事業を来年度、協力に応じて進めると、システム化していこうという流れがありますので、おそらくそれを受けながら対応していくと思います。その他、何かございますでしょうか。なければ、次の議題に入らせていただきたいと思います。議事3の、令和5年度の保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の強化にかかわる取り組みの状況について、事務局から説明をお願いいたします。

議事（3）令和5年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価に係る取組の状況について

○事務局 それでは、「令和5年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価に係る取組の状況」につきまして、資料3に基づき報告いたします。

初めに、資料に記載はございませんが、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の概要について、ご説明いたします。これらの交付金は、国が、自立支援、重度化防止等に関する取組を支援するため、市区町村及び都道府県に対して、国の予算の範囲内におきまして、交付するもので、保険者機能強化推進交付金につきましては、保険

者機能の強化にむけて、様々な取組(とりくみ)の達成状況を評価できるよう、また、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、介護予防、健康づくり等に対する取組を重点的に評価できるよう、客観的な指標を設定し評価する仕組みとなっております。

続きまして、各交付金に対する取組状況につきまして、ご説明いたします。資料1ページをご覧ください。1ページから2ページにかけては、「Ⅰ PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」として、7つの指標についての市の対応状況や今後の予定を記載しております。

続いて、2ページから11ページにかけては、「Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進」として、「(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等」から「(7) 要介護状態の維持・改善の状況等」の7つの項目に対し、44の指標についての市の対応状況や今後の予定を記載しております。

続いて、11ページから13ページにかけては、「Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進」として、「(1) 介護給付の適正化等」から「(2) 介護人材の確保」の2つの項目に対し、11の指標についての市の対応状況や今後の予定を記載しております。

最後に、令和5年度における、本市の評価状況をご説明いたします。13ページをご覧ください。保険者機能強化推進交付金につきましては1,355点満点中918点、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、830点満点中525点で、各交付金を合計いたしますと2,185点満点中1,443点となりました。国が公表している全国平均点は1,155.8点、都内平均点は1,214.6点でございます。本市の都内の順位は、全62自治体のうち、第14位となっております。

昨年度は、第27位だったところでございます。この順位が上がった要因でございますが、毎年、評価項目が一部修正されていることから、単純な比較は難しいところですが、令和5年度の評価につきましては、本市の取組に対して得点を獲得できる評価項目が増加していることが主な要因と捉えております。

なお、この評価点に基づき算出される本市に対する交付金額についてですが、保険者機能強化推進交付金につきましては、2,444万2,000円、介護保険保険者努力支援交付金につきましては、3,465万3,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長 はい。ありがとうございました。インセンティブ交付金の評価及び取組状況についての説明がございました。何か質問等ございますか。いくつか、全部×がついてるところもございます。その辺も含めて、確認をしていただければという風に思います。

○委員 5ページ目の認知症総合支援ですが、6月に認知症基本法が決定、その内容を踏まえて、今後の取組をまた見直していく必要があるのではないかなと思っています。で、ここに、大綱に準じてと書いてあるのですが、大綱と、今回の基本法かなり視点が変わっていて、認知症当事者を、主体というか、地域の担い手として見るようにというようなことになっているので、その辺りこれからの予定のところでも検討が必要なのではないかなと思っています。それで、認知症サポーター養成講座についても、基本法に準じたマニュアル

ルというガイドブックができていると思うので、そのサポーター養成講座の内容についても検討していく必要があるのではないかなと思っています。

○事務局 はい、会長。ただいまご意見いただきました認知症基本法の成立を踏まえた今後の考え等々についてですが、市としても法律の趣旨を踏まえた事業の検討などを行っていく必要があると考えております。特に今回の改定で大きいのは、委員もおっしゃられたとおりになるのですが、認知症の当事者やご家族も、社会の担い手として参加することや、それぞれの方々の意向を踏まえた、それぞれの方が地域で生活をしていきやすいような環境整備を進めていくというのが大きなポイントであるという風に考えております。このことから、認知症基本法では、国や東京都が策定する計画を踏まえた計画を策定していくということが努力義務として定められているところになりますが、そちらについても、現状では、まだ、国や都の計画が示されていないところになりますが、それらが示されましたら、それを踏まえた計画の策定を行っていきたいという風に考えているのが1つでございます。なお、認知症の当事者やご家族の方の意向を踏まえてという点につきましては、やはり、それぞれの方の生のご意見を聞くということが非常に重要であるという風に考えておまして、現在、当事者の方やご家族から、アンケートの実施や、ヒアリングの実施ができるようにということで、現状では各介護事業所にアンケートを取らせていただいて、そういったお声が聞ける方がいないかどうかの把握に努めているところになります。今後、それらの当事者の方やご家族の方からの意見を聞く場を設けまして、そのご意向を踏まえて、当事者の方、ご家族の方が本当に必要としているものは何なのか、また、サポートする側ができることは何なのかというのを整理した上でマッチングをするような考え方を基本として行っていきたいという風に考えております。

また、認知症サポーターの養成講座についてでございますが、こちらにつきましても、事務局のほうで、テキストの変更を今年度中に行っております。現在、府中市もその入手をしたところになりますが、そちらの内容を見ながら、講座の内容の見直しについても検討していく予定としております。以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他、何かございますでしょうか。

○委員 1ページの①のところの、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているかというところで、指標のウ 日常生活圏域別の特徴を把握しているかというところで、どういう特徴なのか、地域にいくつか、その事業所が、どういう風に分布されているかとか事業所があるかということはわかりますが、地域の特徴って一体これは何なのか、何を示しているものなのか。また、見える化システム等を活用して、地域の特徴、あと、その要因というところが、ちょっとどういう風なものなのか、教えていただきたいなと思います。あと、8ページの⑩のところ、自立支援、重度化防止に取り組む介護サービス事業所に対して表彰等のインセンティブを付与しているかというところ。この表彰等というのが、表彰でも嬉しいなんていうことは事業所としては確かに思うところではあるのですが、他市はやっていないし、特に府中市としても考えていないというところではあるのですが、何が

しかインセンティブとして示されているものがあるのか、そういう指標というか、そういうものがあるのか、お知らせいただきたい。

○会長 はい、ありがとうございます。今2つ質問がありましたので、その辺について、事務局、よろしくお願いします。

○事務局 はい、1点目についてお答えいたします。まず、資料の1ページ目の①当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているかという項目の指標の中のウについて、日常生活圏域別の特徴を把握している、こちらの指標についてですが、見える化システム等において、要介護認定の人数や、地域別の人口、また、それと関連する、各圏域ごとに所在している事業所の数などを示している指標となっております。ただ、本市において、こちらの回答欄、この年度におきましては、バツと回答しておりますのは、計画策定の際には、本日の資料にも示しておりますように、圏域別の人口や、介護認定の人数、あと、それに基づく事業所の数量等掲載しておりますが、ここの時点が2022年度となりますが、この時点において、新たな見える化システムに基づく作業等を行っていないところであったので、こちらの、今回については回答欄が×となっております。また、今回の、見える化システム等につきましては、第9期計画策定の際に、本日の資料に示しておりますように、地域別のこういった現状等を把握しているとともに、特徴と言いましょか、その地域ごとの事業所の数や人口の状況等を特徴として捉えているものと、こちらとしては認識しております。以上になります。

○事務局 2点目について、8ページの⑩事業所に対してのインセンティブの付与のご質問にお答えします。現在、府中市では、こちらに記載のあるような取組というのは行ってはいないというところですし、また、委員のご質問にあった具体的な内容というところも、あまり詳しくは実は示されていないものでして、なかなかこの回答に苦慮したところもございます。しかし、訪問や通所の事業所に対して、国で決めた基準ではありますが、様々なサービス提供をさせていただいているところには加算をつけて、お支払いをするというところで、それがインセンティブになるのかというところもあります。実施しているところとして、そういった部分で、もし市独自のものをやっているところがあればみたいなことも評価になってくるのかなという風に考えております。ちょっとこの点につきましては、他市の状況もよく研究して、今後活かしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員 ご回答ありがとうございます。1番最初の、1の特徴というところで、数とかでの、数量、割合に対しての、こういう事業所がこの地域は多いみたいなところが特徴として示されて、それが記載されていれば、それは、これを実施している、取組をしているという風に評価されるということでしょうか。あと、今、11のところでお答えいただいた、府中市独自のというところは、色々お考えいただけると、事業所としては、すごく励みになると思います。お金とかということよりも、何かをちょっとやっていただくというところがとても大事なかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

○事務局 はい、会長。1点目の、先ほどの、日常生活圏域別の特徴に関しましては、委員のおっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○会長 表彰等についてはよろしいですか。何かありますか。

○事務局 今お話いただいたように、どんな事業所がどんなことをしてるかということが、市民の皆様にはわかりやすくPRできるというようなところが、狙っていけるインセンティブかと思いましたが、そのあたり、検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○会長 はい、ありがとうございます。その他、何かございますか。

○委員 全体的に見させていただいて、2022年、昨年の取組のことの評価というところで、インセンティブ交付金が出るというところですね。一昨年とその前の資料とを見比べてみました。で、今、委員からもありましたが、多分、想像しているのは、項目が変わってきているのもあれば3年間変わらずに問われているものもあって、最初の、ちょうどタイムリーなのですが、日常生活圏域の特徴を把握しているかというところ、2年前は○としています。で、今回は、×としているので、やめてしまったのかという単純な疑問と、おそらく、そうではなくて、交付金の基準も非常に厳しくなっていて、ただやっているだけではなくて、きちんとエビデンスになるようなものがあるんですかという問いに変わってきているのかなというのは、想像しています。というのは、昨年は合計で1,158ポイントだったのですが、一昨年、一昨年という3年前の取組ですが、1,757ポイントと非常に高かったのが、今度下がって、また頑張っているというところなので、ぜひ、○だったものが×になってしまっているものは結構あって、やめてしまったのかなという介護予防のところのなんかも、結構、2年前はちゃんと○だったのに×になってしまったのは、コロナの影響なのか、うまく活動ができなかったのかというところなのかなという風には想像しています。ただ、全体的に取組が進んできていて、○が増えてきているというのは、良い傾向なのかなという風にも思っています。一方、先ほどもありましたインセンティブのところですが、おそらく、自立支援、これは何に紐づいて出ているのか忘れてしまいましたが、町田市は、介護度が改善するごとに、1事業所なのか、1名に対してなのか、インセンティブが独自のところで出ています。そういったことが問われているのではないかなという風には思っています。

○事務局 今回のインセンティブ交付金におきまして、変更がされた主な点をご説明させていただければと思います。資料の2番、大きな項目2の(1)⑤につきまして、昨年度までは、こちらの災害の訓練に対する評価であったものですが、今回の評価につきましては、災害対策ということで、評価の内容が見直しをされてございます。より具体的な、訓練ということではなく、対策に対しての評価ということで、変更がございました。

続きまして、主なところですが、2つ目、大きな項目2（7）につきまして、平均介護度の変化に関する評価指標になってございますが、こちらは、厚生労働省で、各種の評価、数字の変化を評価にしている形になりまして、市のほうで、こちらの評価はできないところでございますが、こちらの件数が、今回、かなり上がってございます。現在の直近1年間の、要介護度の変化率の状況に関する評価指標に加えまして、より長期間の要介護度の変化率の状況に関する評価が変わったことによりまして、市の変化率を捉えて、今回、点数が伸びているところがございます。3つ目で、大きな項目3番の（2）④に、今回、テーマについてございませませんが、システムの活用による標準化という項目がつきまして、こちらが、文書負担軽減に関する評価項目ということで新たに追加されてございます。こちらは、来年度以降、この評価が継続されるようであれば、また市の状況を確認して、こちらでも評価をさせていただく形になります。以上でございます。

○事務局 すみません、補足させていただきます。今、令和5年度の評価にあたって、具体的にご説明させていただきましたが、先ほど委員からご質問があった、ポイントの変化の部分ですが、評価項目の数が元々変わっておりまして、令和3年度は77項目、令和4年度が60項目、令和5年度が62項目となっております。もちろん、評価項目の中身というところもあるかと思うのですが、その部分と項目の数が単純に違うというところから、分母に対する分子のところだけで見ると、少ないように見えますが、全体で見ますと、そういうところが大きい理由かなと思ってございます。あと、変わらない項目で、○がついたり×がついたりというところもあるのですが、項目により、3年に1回実施することによって○で、実施していない年には×になっていたりというところもございますので、項目の中身の部分で、やはりインセンティブ交付金に関わる部分になってございますので、こちらのほうも、項目は毎年変わるところもあったり、変わらないところもあることを精査しながら、各事業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか、その他。

○事務局 2つ目の、自立支援、重度化防止に関するインセンティブの件でございますが、町田市の事例を教えてくださいまして、ありがとうございます。自立支援や重度化防止を進めていくためには、各事業所における取組も非常に重要なものであるという風に考えておりますので、先ほど答弁いたしましたとおり、他市の状況なども調査して、それを参考にしながら、各事業所の意識や行動の強化につなげていくための、府中市独自の取組についても検討してまいりたいという風に考えております。ありがとうございました。

○会長よろしいでしょうか。何かございますか。なければ次の議事に行きます。

#### 議事（4）生活支援体制整備事業

○事務局 はい、会長。それでは、資料4-1と資料4-2、資料4-3をご覧ください。

まず、私の方から、資料4-1につきましてご説明をします。生活支援体制整備事業の目的と意義についてお話をします。そしてその後、令和6年以降の方向性についてお話をしまして、最後に、この事業を委託しております、府中市社会福祉協議会から、今年度の取組の報告をしていただきます。

それでは、資料に沿って説明したいと思います。そもそもというところですが、生活支援体制整備事業とは何かというところで、国として、どんな意図でこの事業を整備してきたかというところになります。この事業は、平成27年度の介護保険制度の改正によって、包括的支援事業の1つに、位置付けられました。事業の目的としては、書いてあるとおりですが、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合などの多様な事業主による重層的な生活支援、介護予防サービスの提供体制の構築を支援する事業となります。8期の計画でもメインに描かれていた、地域包括ケアシステムを実現するための1つの手段という形です。背景としては、地域包括支援センターの機能強化を図るための、1つの事業ということでスタートしております。生活全般を支えるケアマネジメントが行えるように支援することが求められています。もっと具体的に言えば、ケアマネジャーがプランを立てる時に、地域の資源をそこに組み込めるようになるということが求められているというように考えております。

1枚めくっていただきまして、この事業で具体的に行っていることは、この2つになります。1つは、生活支援コーディネーターの配置と、2つ目が協議体の設置で、一つずつ見ていきます。1番が、生活支援コーディネーター、SCとしていますが、設置目的としては、日常生活圏域ごとに、関係者のネットワークや既存の取り組み・組織等も活用しながら、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進するというところですが、役割としては3つ書いています。1つは、生活支援の担い手の養成、サービス開発等の資源開発。既存のサービスから見つけていくことが大事なのですが、もしどうしても見つからないという時には新しく生み出すような動きが必要になります。2つ目が、サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築ということで、コーディネーターは、地域に出て行って地域の声を聞くということが大切になります。そして、既存の活動に意味付け、整理をしていくというところは、ネットワークの構築になります。そして3つ目が、地域支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングということで、様々な活動や人を繋げて、新たな資源を生み出すというところがマッチングになってきます。府中市の配置としては、第1層のSCが、市全域を見ています。そして、第2層、コーディネーターが11人いまして、各日常生活圏域に1人ずつということで、府中市では、どちらも社協へ委託をしているという状況になります。次のページにいきます。

協議体の設置というところで、設置目的としては、市が主体となって定期的な情報の共有・連携強化の場として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するという目的です。役割としては、5つあります。コーディネーターの組織的な補完。2つ目が、地域ニーズの把握、情報の見える化の推進ということで、様々な関係者の情報を共有して、情報や資源の周知、見える化を進めるということになります。3つ目が、企画、立案、方針策定を行う場ということで、新たな取組の検討であるとか、企画をするという役割があります。そして4つ目に、地域づくりにおける意識統一を図る場ということで、これは、関わっている人たちの目線合わせみたいところで、

別の言い方をすると、規範的統合ということになると思います。そして5つ目が、情報交換の場、働きかけの場というところです。現在、府中市では、第1層協議体が、まさに今日の、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会とさせていただいております。そして、第2層協議会が、わがまち支え合い協議会が、11箇所で行っているところです。この事業の9期計画の位置付けとしては、基本目標2の、住み慣れた地域で暮らしているというところの、対応方針として、(3)住まいと生活支援の一体的な推進、そして施策として、⑧在宅支援サービスの充実と生活支援体制の整備、そして事業として、38番の生活支援体制整備事業の推進というところに位置づけられています。次のページ、お願いします。そして、この事業の課題ということで、今見えてきているところは、第2層の協議体、わがまち支えあい協議会の中で、そこでの会議がかなり充実してきました、そこで見えてきた地域課題を、この第1層協議体に繋いでいくという仕組みが機能していないというところです。そこで、地域課題を政策形成につなぐ必要があるというところで、ここで、来年度からできたらというところで、新たな協議体の設置として、1.5層案というのを検討しております。

資料4-2がそのイメージになります。この資料4-2の右側のところが、この生活支援体制整備事業なんですが、わがまち支えあい協議会の皆さんで、わがまちタウンミーティングというのを今、年2回行っておりまして、現状では、そのタウンミーティングで、他の協議体の活動について共有して、横の繋がりを強化しているところです。ここから、まだ仮称ですが、生活支援コーディネーター・地域包括支援センター連絡会というところを開きまして、課題の整理、分類、その上がってきたものを1層に上げるのか、資料に記載がないですが、フィードバックするののかというところで考えております。フィードバックするというのは、他の地域でも同じような事例をやっているというようなところで、それを参考に自分の地域で生かせるかなというのをフィードバックしていこうというように考えております。そして、このイメージ図の左側に、地域ケア会議と書かせていただいておりますが、実は、この検討をする中で、地域ケア会議でも同じような課題があるということが見えてきたので、一緒に検討しているというところです。パワーポイントの資料に戻りますが、地域ケア会議とは何かというところも、少しお話ししたいと思います。

地域包括支援センターまたは市が主催、運営し、多職種で構成される地域包括ケアシステムの実現に向けた会議ということで、この地域ケア会議も、地域包括ケアシステム実現のための手段というところに位置づけられています。目的と機能についてはご覧のとおりです。次のページに行きます。そして、配置としては、第1層、2層、3層に分かれています。こちらの地域ケア会議も、第1層というのが、市全体を見る視点として、この協議会になっております。そして2層のところは、地域支援連絡会、これは、各地域包括支援センターで開催されているものになります。そして3層というところでは、個別の事例を検討する会議というところで、担当地区ケア会議、支援の困難事例などの検討であるとか、または、自立支援ケア会議、自立支援に資するケアマネジメントの支援という会議が入っています。9期計画の位置付けとしても、こちらに書いてあるとおり、基本目標3 安心して暮らしているという項目から、ご覧のとおりで位置づけられています。資料をめくっていただいて、さっきと同じことが書いてはありますが、やはり同じように、個別のケース会議を通じて、そういった情報が地域包括支援センターの方に集まってきて、そこ

で、地域支援連絡会では、かなり自分たちの地域でどんな課題があるかというのは話し合われているところです。ですが、それを上に上げていくような仕組みが同じように機能していないということもあったので、そこをまとめて、課題の整理、分類をする場を設けてはどうかということを考えているところです。これらのことから、1.5層として、生活支援コーディネーター地域包括支援センター連絡会というのを立ち上げたいと思います。目的としては、今お話ししたとおりですが、それぞれで把握した地域課題を集め、共通する地域課題について分類する。そして、参加メンバーとしては、地域包括支援センターのセンター長、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、高齢者支援課職員でスタートして、開催時期は年1回を現状は想定していますが、必要に応じて回数を増やしたいと思っております。今現在、まさに来年度からの実施に向けて地域包括支援センターや社会福祉協議会と検討しているところであります。では、次に行きます。政策形成へのつながりということで、年に1回、その1.5層の協議体で、課題を整理、分類するのを10月に行って、この1層の協議体にその内容を報告するという流れでいきたいと思っております。報告した地域課題を踏まえて、計画協議会で、計画の進捗の評価であるとか、次期計画案の内容の協議を行うことで、施策への反映につなげていきたいと思っております。最後に大切なことと書かせていただきました。

高齢者が住み慣れた場所で、その人らしく生活できる地域にするには何をすべきかということ、私たちが1人1人考えていくことというのがとても大事になってきます。ちょっと話が逸れるというか、長くなって恐縮なんですけど、先日、地域包括支援センターの業務チェックに行っただけでまいりました。今まさにそれをやっている週なのですが、その中で、ある包括職員の方がお話ししてくれたことがとても印象的で、お話ししたいと思うのですが、1人の高齢者の方に多くの関係者が関わって行って、その関係者の数が増えるほどに、本人が何を望んでいるのかという確認を、誰もしてなかったという状況になりがちだというお話がありました。誰かがやってくれているだろう、と確認していなかったということだと思っております。その人がその人らしく、どのように生活したいのかということのをまず確認することがとても大事で、とても基本的なことなのですが、誰かに任せてしまうというところがあるので、私たち1人1人がそこに立ち返ることが大切だなということを改めて感じました。なので、個人の課題解決に真摯に向き合うということが、地域の課題解決につながっていくと考えているので、大切なこととして、高齢者が住み慣れた場所で、その人らしく生活できる地域にするには何をすべきかということを考えて、この事業を進めていきたいというように考えています。それでは、府中市社会福祉協議会から、今年度の会の活動についてお話ししたいと思っております。

○事務局 私からは、府中市の現在の生活支援体制整備事業についてご報告させていただきます。資料4-3をご覧くださいと思います。スライドの2を見ていただきまして、最初に現在の府中市内の生活支援コーディネーターの配置状況からご説明させていただきます。今、高齢者支援課からもご説明がありましたが、府中市では、生活支援コーディネーターは、市からの委託により、全て社会福祉協議会に配置され、平成28年に1層が1名、2層が2名配置されてから、令和5年現在では、1層が1名、2層が11名の配置となり、11カ所すべての文化センター圏域に1名ずつ配置されています。次に、生活支援

コーディネーターの役割についてご説明いたしますが、こちら先ほど、高齢者支援課よりご説明があったとおりでありますので、割愛させていただきます。

続きまして、スライドの3が、わがまち支えあい協議会の活動状況についてご報告いたします。わがまち支えあい協議会とは、より身近な生活圏域で、地域住民や地域の様々な団体が生活課題に気付き、それを共有し、ともに解決に向けて取り組んでいく仕組みを指します。地域住民や地域の関係者、企業や団体、福祉施設などの様々な方にご参加いただくことで、多様な立場の意見から新しい発想が生まれ、地域のネットワークや地域資源を作っています。平成27年から準備委員会として地域での話し合いが始まり、それぞれの地域に合わせた取組が話し合われ、令和3年度4月にすべての文化センター圏域11カ所でわがまち支えあい協議会が立ち上がりました。緊急事態宣言下では、書面開催をするなどの形を変えて開催してきました。宣言の解除後は、感染症予防対策を講じるなどし、対面での定例会を再開。現在も月1回定例会を開催し、活動について話し合いが行われています。スライド4のところになりますが、ここではわがまち支えあい協議会から派生した活動体についてご説明してまいります。こちらのグラフは、活動体発足の推移を経年的に表したもので、すべてわがまち支えあい協議会で地域課題の解決に向けた話し合いから生まれた住民の方たちで取り組まれている活動になります。単年度ごとに見ていただき、1番左のグラフから順にご説明いたします。1番左、薄い青色のグラフが居場所作り、交流の場の数です。地域の方が気軽に集まり、顔見知りになるきっかけづくりのために開催しており、会の補足から今年度まで年々増加していることがわかります。続きまして、左から2番目、薄い黄緑色のグラフは、平成29年から開始された住民同士で行うちょっとしたお手伝いである生活支援の数になります。そして、左から3番目のオレンジ色のグラフは、子どもの見守り活動の数です。こちらは子どもの登下校時の見守り、学童後の子どもとの帰宅同行などの活動があります。次に、左から4番目、濃い青色のグラフは食の支援に関する数です。こちらはコロナ禍を境に活動体が増えてきていることがわかります。最後に、1番右の濃い緑色のグラフは、PR活動としてのポスティング等に関する数です。全体的に見ても、平成28年から活動が開始され、年々活動体が増加してきていることがわかります。

それでは、活動会について詳しくご説明してまいります。最初に、コロナ禍での地域の取組として始まった食の支援についてご説明いたします。新型コロナウイルス感染症の影響から経済的に困窮し、食生活で困っている人が地域にいることがわかり、自分たちが地域でできることは何だろうと話し合った結果、こちらのフードドライブ 食品の寄付、フードパントリー 食品無料配布の取組が始まりました。地域からご寄付いただいた食品を希望者へ配布するフードパントリーですが、申込みをいただく際に生活の状況を伺っています。ただ食品をお渡しするだけではなく、この活動を通して人と地域がつながることを目的にしており、必要によってはコーディネーターが専門機関や民生委員などと連携して支援につなげています。食の支援活動は、食品を預かる、食品を仕分ける、必要な方にお渡しするという作業があり、住民の方からはそれぐらいだったら自分でもできますと、比較的支え合いの取組に参加しやすい活動となっています。また、各わがまち支えあい協議会の食の支援活動を担当しているメンバーが、地域の自治会等に投げかけ、フードドライブを実施し、地域の子ども食堂に提供するという動きもあり、支えあい活動の広がりを見

せています。最近では、小学校と連携し、保護者が学校に足を運ぶ機会に合わせてフードドライブを行っています。また、ネットワークの構築ということで、わがまち支えあい協議会だけで活動するのではなく、地域の企業や福祉施設との連携によって活動の幅が広がっています。例えば、四谷では、四谷文化センターエリアの福祉施設などの8施設が活動に協力してくださっており、各施設に食品の寄付ボックスを常設的に設置し、その食品をフードパントリーでお配りしています。また、ある自動車関連企業では、フードドライブで集まった食品を車で保管庫まで運ぶお手伝いなどを行ってくださっています。今年度は、自動車関連企業に加え、製造小売関連企業がフードドライブのボックスを店舗に置かせてくださるようになり、連携が広がりつつあります。

次は、ちょっとした生活支援についてです。生活支援については、すべてのわがまち支えあい協議会で取り組まれています。ちょっとした生活支援は、既存の制度やサービスではできない、住民同士で行う30分程度のちょっとしたお手伝いです。買い物や裁縫、粗大ごみを出す、エアコンの掃除、夏の時期には庭の手入れ、草取りのご依頼が多くありました。この活動は、ちょっとしたお手伝いがきっかけで、住民同士の顔の見える関係づくり、地域とのつながりを作り、広めていくことが目的です。ちょっとした生活支援を利用されたことがきっかけで、わがまち支えあい協議会の取組に関心を持たれ、できる範囲で活動に参加し、活躍されている方もいらっしゃいます。このように、支えられる側だったのが、今度は自分が活動者となり支える側になることもあります。次に、地域での顔と顔の見える関係づくり、また繋がりのおかげとなる活動として、地域の居場所サロン活動も行っています。こちら全市的に取り組まれています。コロナ禍では感染拡大のリスクから活動を休止するサロンも多くありましたが、コロナ禍でもつながりを絶やさないために工夫をして活動を継続してきたサロンもあります。その中で、生活支援コーディネーターは、感染症対策や再開に向けての運営の工夫、感染症対策をしながら活動しているサロンの情報提供などを行ってきました。現在はサロン活動が再開され、新たなサロンの立ち上げも進められています。このような地域の支えを全市的に広げ、進めていく取組として、わがまちタウンミーティングがあります。

スライド8になりますが、わがまちタウンミーティングは、地域の支えあいを全市的に広めていくために、普及啓発や情報交換、学習の機会を目的に年2回開催しています。今年度第1回は9月10日（日曜日）にルミエール府中コンベンションホール飛鳥にて開催しました。「地域のつながりづくり勉強会～自分にできること、きっと見つかる～」と題し、これから地域で何か活動したい、ボランティアに興味がある方に向けて、わがまち支えあい協議会の各活動体について知っていただく機会、また、実際に活動している方との懇談の時間を設け、活動者とのつながりができたことにより、活動へ参加していただくことにも繋げることができています。第2回は、2月23日（金曜日）に府中の森芸術劇場平成の間にて開催予定です。第2回は「ケアラーについて学ぼう。地域にできることってなんだろう」と題し、わがまち活動者の方に向けた学習の機会として実施する予定です。地域には様々な方がいること、最近注目されているヤングケアラー含めケアをしている方たちに焦点を当てて、その人たちの思いを知っていただく、地域に必要とされていることとは何かを考えていただく機会にしたいと思っています。

次に、介護予防推進事業との連携についてご説明いたします。コロナ禍の外出の自粛や

活動の制限により、高齢者の気力や体力の低下が懸念されてきました。その中で、介護予防推進事業の一環として行われている短期集中予防サービス事業、体力測定会、フレイル予防講習会などに生活支援コーディネーターが出向き、高齢者の皆さんがこれから地域でどんな生活をしていきたいのか、今後の生活に向けて社会参加の重要性をお伝えするとともに、地域包括支援センターや介護予防推進センターと連携しながら、社会参加となるような活動の紹介、相談支援を行っています。今後も、必要な情報や資源を必要な方に提供できるよう、介護予防推進事業と連携していきたいと思っております。

ここまで、現在の生活支援コーディネーターの取組についてご報告してまいりましたが、最後に、今後の生活支援コーディネーターの取組についてお話しさせていただきます。1つ目として、わがまち支えあい協議会について、より一層普及していくことが挙げられます。地域のニーズ把握と活動とのマッチングを円滑に行うためにも、市民の方が地域の支え合いへの関心を高め、支えあいの意識のアンテナを高く持っていただくための働きかけがさらに必要だと考えています。2つ目として、PR活動と合わせて、地域の企業や団体などつながり、協力を依頼しながら、地域貢献として、わがまち支えあい協議会への参加や連携を提案していきたいと考えております。今後も、地域活動を通して地域での役割を見つけ、市民の生き生きとした生活につながる支援に努めていきたいと思っております。社会福祉協議会からのご報告は以上になります。

○会長 はい、ありがとうございます。生活支援体制整備事業ですが、進捗状況も含めてお話をいただきました。これについて、何かご質問等ございますか。

○委員 2点確認をしたいのですが、今、府中市としては、どのような地域課題が多く挙げられているのかを教えてくださいたいのが1つと、あとは、地域課題というのは、それぞれの地域に合わせた課題ということで、圏域ごとに生活支援コーディネーターの担当が決まっているということなんですが、先ほど、交付金のところにも、その1番上の生活圏域の特徴を把握しているが×だったといったところもあり、その辺りで、こちらの、市の事業と、今回の生活支援体制整備事業が別々に考えておられるものなのか、繋がりをお互いに把握に努めているとか、そんなところをちょっと教えていただければと思うのですが。

○事務局 ただ今ご質問いただいた内容の1つ目の地域課題についてですが、現状、府中市でよく出る課題というところでは、主なものといたしましては3つございます。1つは、はげ下地域中心の課題になりますが、水害対策の課題になります。高齢者の方の避難支援などについての、要配慮者の方が、避難についてどのようにしていくのかというのが課題として挙げられています。2つ目は、交通不便地域の買い物等の課題がございます。例えば、具体的な名前を出すと武蔵台文化センターの地域につきましては、交通の利便性から、府中駅のあたりに出てくるのが、他の地域と比べて少々困難というところもございまして、その辺りの不便が、住民の方として感じていらっしゃる。そういう中で、外出が困難になった方の買い物支援などについて、どのような取組をしていくのかというものがあります。3つ目は、このコロナ禍において特に顕著になったのですが、繋がりの希薄な方への関わりというところでは、コロナによって他者との交流、外出がともに大きく減っている傾向

にございましたので、なかなか同じ地域で住んでいてもどういう状況にあるのかが把握ができない、把握が難しくなったというお声をいただいております、それも課題となっております。

2つ目のところで、インセンティブ交付金の表のところですが、こちらの、1ページの指標につきましては、介護保険事業の特徴として、課題を把握しているかというところになるので、今、この生活支援体制整備事業でお話しした地域課題、または地域ケア会議を通じて把握している地域課題とは別の視点での特徴の把握という風になるかと考えております。いずれにしても、府中市で生活している高齢者の方が、地域で生活を続けられるような環境を整備していくというのが、今、求められているところになりますので、それぞれの視点で把握した特徴などを総合的に判断しながら、体制の整備を進めていくことになるように考えてはおります。以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。その他ございますか。

○委員 地域の活動の担い手を掘り起こしていらっしゃるところで、とてもすごいなと思いました。一方で、支えられる人についても、支えられる人の心構えを伝えていけば、先ほどおっしゃった事例の、本人がどのように生活したいのかというのを聞き忘れたとおっしゃいましたが、それは、本人が先に言えば、簡単に広まるというか、で、みんなが同じ方向を見ることができる点で、支えられる上では、どういう情報を提供したら良いのかとか、そういうことを、今支えている人も、これから支えられ手になるわけで。よく聞くのは、支えて一生懸命ボランティアしていた人が、いざ支えられる側になった時にすぐ拒否するということを言います。ですので、支えられる側に対する講座、支えられ上手講座みたいな、そんなのも良いのではないかなと思いました。

○会長 はい、ありがとうございます。その辺について、いかがでしょうか。

○事務局 今、ご意見いただきました、支えられる側の方の心構えという点についてですが、個別ケースの支援をしていく上では、把握しなければいけない重要な点になっております。現状では、各機関からの働きかけによって聞き取りをして、その方が何を望んでいるのか、何を困っているのかの把握に努めているところですが、委員もおっしゃるとおり、ご本人から発信していただけるという風になると、その把握がより容易になって、支援の質が向上していくという風に考えております。そのためにはいくつか、充実していかなければいけない点もあると思いますが、1つは、質問の仕方が上手になるとか、聞き方のコツを抑えるという支援者側の課題があります。もう1つは、委員もおっしゃるとおり、ご本人から発信していただけるというところなのですが、後者のほうに関連する取り組みとしては、現状ACPの取組というのも普及を進めているところで、ACPの活動というのは、定期的に、関わっている方とご本人が望んでいることについて確認をしていく取組になりますので、そういったものの普及が進むと、その辺りも改善、充実が図られていくものという風に考えております。以上となります。

○会長 はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは、今日の議題は全部終わりましたが、ぜひ、他も含めて、何かございますか。

○委員 今日、本当に資料がたくさんあって、勉強不足だったので、皆さんの意見を聞いて、すごく学ぶことができました。ありがとうございます。また、最後の生活支援体制のところについても、この活動が、平成28年から行われているということ具体的に教えていただきまして、ありがとうございます。このスライドの4ページのところは、これは回数ですよ。

○事務局 活動体の数になります。

○委員 はい、ありがとうございます。おそらくコロナ前から始まって、コロナに入って、できることとできないことがあったかと思いますが、ぜひ色々進めていただきたいということと、あとは、5ページ目の、食の支援というところで、今、コンビニとかでも、消費期限が迫っているものを回収していると思うのですが、そういう、コンビニ等々との連携とかも、生活支援コーディネーターの皆さんに考えていただけたらなという風に思いました。

あと、もう1点だけですが、色々委員の皆さんは他市についても、情報をお持ちという風に見ました。こういう市ごとの取組って、独自の取組はいいと思うのですが、他市との情報交換を行っているのか行っていないのかという点を教えていただけますか。

○事務局 コンビニとの連携というお話がありましたが、実際にファミリーマートさんから、食品の寄付ということでいただいて、フードパントリー配布に生かすことも、実際にはあったりはします。ただ、全てのコンビニでということではないので、その辺の連携はやはりコーディネーターが進めていかなければいけないかなという風に考えております。ご意見ありがとうございます。

○事務局 続きまして、他市との情報交換の話でございますが、仕組みとしていくつか行っているものがございます。高齢者福祉施策全般についてという話にはなりますが、いくつかの会議体、情報交換の機会がございます。そこで情報交換を行っているのが大きなものになります。例えば、東京都の高齢者福祉施策の担当課長会議や、担当係長会議といったものを都内の市町村が連携して行っているところになります。そういったところで高齢者福祉策の国の動向や発信の状況などについての情報交換を行っております。また、その他、個別の事業の状況等については適宜調査をそれぞれの自治体が行っておりまして、その結果を共有するというような動きもございますので、それによって他市の動向などの把握もできているところになります。以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。最後の方にまとめて、医療と介護が同時改定の時期というのが今回ですので、その辺も含めてぜひお願いします。

○委員 まだ具体的に介護報酬、医療報酬も含めて決まっていない状態で、かつ、世界情

勢も見通しが暗く、物価高も来て、未来の予算を決めるのはすごく難しい状況に今あると思うのですが、数字が国から示されたら速やかに決めてもらって、あとの会長判断にお任せしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 今日はありがとうございました。資料4の2、すごく分かりやすく、地域の課題はなかなか上に上がってこないということで、1.5層に真ん中の連絡会を作るというのはわかりやすくいいなと思いました。1つ確認ですが、例えば今の、武蔵台、足がないという案件は、この図でいくと、ここで話し合われることになるんですか。この協議会の前の段階で、担当課とかがあるのではないかなと思っていて、長くここに参加していて、地域課題を具体的にここで話すということでは、仕組み的にはないような。もう1つ、例えば、僕は四谷地区にいますので、四谷地区の防災に関しては、足がなく避難できない人たちはどうするんだという課題がずっとあって、それは地域課題として残っていて、それをどうするかって、この前にもう1つ委員会とかがあるんですよという確認です。ちなみに、他市の情報も、僕は多摩市に住んでいますので、多摩市の高級住宅地、あの高いところ、聖蹟の上はやっぱり買い物に行けなくて、4年かかって今年、地域住民の方が車を出しました。バス停に行けなという課題だったかな、もうそもそもバス停まで行けないという状況になってきていて、今年度から、来年度だったかな、4年間トライアルを経て事業化して動くというお話でしたが、この協議会の前のところでもっと詰めて、この課題についてどうするんだと話し合う場というのはあるのかなとはちょっと思ったのですが。質問です。

○会長 はい、ありがとうございます。2層から1層に上げるシステムですよ。その辺、お願いします。

○事務局 はい、会長。各地域での課題の解決に向けた協議という点でございますが、まず始めに、各地域で、そういった課題を把握された際に、地域でできることがないかというのを検討していただくのが第1段階という風に考えております。そのうえで、地域では解決が図れないものが、この1.5層の協議会に上がってくるところになりますが、そこで他の地域の状況を情報共有させていただくことによって、その地域で何か改善が図れる糸口になるものがないかというのをフィードバックする、こういったことで課題につなげていくのを1つ考えております。そこで整理した、フィードバックをしたとしても解決が図れないものというのももちろん出てくる場所であり、そういったものが、この1層の協議体に上がってくるようになりますが、その解決にあたって、高齢福祉の分野だけでは解決が図られないようなもの、例えば例で出していたような交通不便もその1つかと思うのですが、そういったものにつきましては、それを担当している課と高齢者支援課、介護保険課で共有をさせていただいて、担当課での解決に向けた動きにつなげてまいりたいという風に考えております。以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。なければ議事4は以上とさせていただきます。最後に、議事5 その他について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

## 議事（５）その他

○事務局 それでは最後に、事務局から１件、次回の会議日程についてお知らせいたします。次回、第６回の協議会につきましては、現在、３月の上旬で調整してまいりたいと考えております。確定しましたら改めて皆様にお伝えさせていただきたいと思っております。内容としましては、計画案に関するパブリックコメントの実施結果、地域包括支援センターに関する業務チェックの報告と包括支援センターの次年度予算についてお示しする予定でございます。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。３月の上旬の予定だということでございます。よろしいでしょうか。それでは、今日の会議は全部終わりましたが、一部計画内容等について、修正案が出てきます。それについては、私のほうで一任をさせていただきまして、皆さんに報告をさせていただきたいと思っております。それでは、第５回府中市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画推進等協議会を終わりにさせていただきたいと思っております。どうもご苦勞様でした。ありがとうございます。